

第4回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和2年9月28日(月) 午前9時30分 開会

開催場所 佐川町商工会館2階

出席	欠席	農業委員	出席 7 名	欠席 2 名	農地利用最適化推進委員	出席 11 名・欠席 2 名	
○ 1 番	○ 6 番	藤原 健祐		佐藤 良一	○ 刈谷 哲二	○ 邑田 昌平	○ 田村 泰富
○ 2 番	×	田村 和弘		7 番 横畠 悦子	○ 田村 克郎	○ 眞辺 忠志	○ 織田 敦全
×	○ 8 番	3 番 森田 有紀		横畠 増吉	○ 田村 宮幸	○ 澤村 重隆	○ 北添 秀紀
○ 4 番	○ 9 番	氏原 延		北添 正男	×	森 正彦	○ 山口 修二
○ 5 番		田村 公史			×	野村 隆博	○ 伊藤 洋章

事務局 事務局長： 森田 修弘 主任： 前田 紗歩

日程	日程	第 1 開	会
	同 第 2	議事録署名委員選任	
	同 第 3	報	告
	同 第 4	議	事

第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件

第 2 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件

同 第 5 そ の 他

同 第 6 閉 会

議長（北添会長）

定刻となりましたので、これより第４回農業委員会定例総会を開会します。

本日は３番 森田 有紀 委員と ７番 横畠 悦子 委員、農地利用最適化推進委員の 森 正彦 委員、野村 隆博 委員から欠席の連絡が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第２、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第２０条第２項の規定により、８番 横畠 増吉 委員と １番 藤原 健祐 委員を指名します。

日程第３、報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

事務局（森田事務局長）

それでは、日程第３ 報告事項につきまして報告します。

報告事項１．本月中の会議と主たる処理事項につきましては、９月３日に経営開始型交付金の関係で圃場視察を二ツ野・上黒原・井関・庄田・本村西・上美都岐で行い、事務局より前田が出席しました。

２８日が本日の定例総会となっています。

つづきまして、報告事項２．使用貸借解約届１件について報告します。

所有者が■の■■■■さん。耕作者が■の■■■■さん。土地の所在が字西川原丙■■■■番■■ 他１筆。地目は全て田で、面積は合計で１，２７９㎡。契約の内容は平成２６年１月１日から令和１６年１２月３１日までの２１年間の利用権設定で、受付日は令和２年８月２１日、解約日は令和２年８月１２日となります。

つづきまして、報告事項３．農地法第３条の３第１項の規定による届出書２件について報告します。

65番が、所有者が■■■■の■■■■さん。権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が加茂字高尾竹ノ内■■■■番 他1筆。地目は田で、面積が合計で7,911㎡。受付日・受理日ともに令和2年8月27日。権利取得日が令和元年9月5日で、取得事由が相続となっています。

66番が、所有者が■■■■の■■■■さん。権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が加茂字サハイケツボ■■■■番 他2筆。地目は田が2筆、畑が1筆で、面積が合計で1,920㎡。受付日・受理日ともに令和2年9月3日。権利取得日が平成24年6月19日で、取得事由が相続となっていますが3340番1のみ、持分5/6の取得となっています。

つづきまして、報告事項4. 許可外転用届1件について報告します。

届出人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、古畑字小奥大師前■■■■番■■■■。地目が畑で、面積が26㎡。許可外転用の目的は、農作業時の駐車場となっています。
時効取得です。

以上で報告を終わります。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

澤村推進委員

申請地は■■■■の町道沿いにあり、周囲の同意も得ており、また排水等にも問題はありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

それでは、これで報告を終わります。続きまして、第１号議案 農地法第３条に関する件を議案とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第１号議案農地法第３条に関する件８件を説明します。

１２番は譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が本郷字神母■■■■番■■■■。地目は田で、面積が１９７㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は１１８万円となっています。

１３番は譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が大田川字大高■■■■番■■■■。地目は畑で、面積が２９６㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は７０万円となっています。

１４番は譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が大田川字大高■■■■番■■■■他３筆。地目は田が１筆、畑が３筆で、面積が合計で１，６４２㎡。申請の内容は贈与による所有権の移転となっています。

１５番は譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が本郷字広瀬■■■■番■■■■。地目が田で、面積が１，８２９㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は反当

たり１００万円となっています。

１６番は譲渡人が■の■さん、譲受人が■の■さん。土地の所在が本郷字広瀬■番■。地目が田で、面積が２，２７０㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は反当たり１００万円となっています。

１７番は譲渡人が■の■さん、譲受人が■の■さん。土地の所在が岩目地字有ノ木屋敷■番■他１筆。地目が田と畑で、面積が合計で９４．３㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格が２筆で２００万円となっています。

１８番は譲渡人が■の■さん、譲受人が■の■さん。土地の所在が永野字墨森■番■。地目が畑で、面積が１，５３４㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格が反当たり１５万円となっています。

１９番は譲渡人が■の■さん、譲受人が■の■さん。土地の所在が西山組字西山■番■他２筆。地目が田で、面積が合計で３，４２９㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格が３筆で１３８万円となっています。

１７番以外は、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。
説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

6 番佐藤委員

12 番について報告します。申請地は■■■■■にあり、■■■■■対面付近の土地が申請地です。現在野菜等が栽培されています。

譲受人は申請地の東側の人で、自宅付近で利便性があり、譲ってもらおうそうです。譲り受けた土地は、今後も野菜等を栽培していくそうです。

機械等も所有し、また、経営状況も地域との調和要件も、何ら問題ありません。

織田推進委員

13 番について報告します。申請地は■■■■■にあり、譲受人住宅の北に隣接する畑です。

譲受人は主に酪農を営む専業農家で、申請地では野菜を栽培する予定とのことです。農機具も所有し、また世帯の経営状況に問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、14 番について報告します。申請地は■■■■■内及び東300mの畑と水田です。

申請者は兄弟で、申請地では水稻と野菜を栽培する予定とのことです。農機具類も所有し、また世帯の経営状況に問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

6 番佐藤委員

15 番について報告します。申請地は■■■■■にあり、■■■■■を渡り、管理道路を西に150mくらい行った所の左側の土地です。現在、ハウスでトマトを栽培されています。

ハウスは譲受人のもので、今回の所有権移転は土地の所有権の移転です。譲り受けた土地はハウスで今までどおりトマトを栽培していくそうです。機械も所有し、経営状況もまた地域との調和要件も何ら問題

ありません。

つづきまして、１６番について報告します。申請地は■■■■■にあり、■■■■■を渡り、管理道路を西に１４０ｍくらい行った所の左側の土地です。現在、ハウスでトマトを栽培されています。

譲受人はハウスと土地の所有権を譲り受けるそうです。譲り受けた土地は今までどおりハウスでトマトを栽培していくそうです。機械も所有し、経営状況もまた地域との調和要件も何ら問題ありません。

議長（北添会長）

１７番について報告します。申請地は■■■■■西２００ｍのところで、県道すぐ北の土地です。譲渡人■■■■■さんと、譲受人■■■■■さんは隣人で、■■■■■さんが高齢の為、農業を辞められています。

申請地は登記簿上、田と畑になっていますが、現況は農業用倉庫が建っています。

譲受人■■■■■さんは、元役場の職員で、現在は地区で教育関係の仕事で頑張っています。そして、夫婦二人で水稻や野菜を作っています。また、子ども食堂も運営してくれています。高齢者・子どもに喜んでもらっています。

申請地はこれからも農業用倉庫として使っていくと聞いています。地域との調和要件も満たしており、農機具も揃えていますので、許可しても何も問題ありません。

４番氏原委員

１８番について報告します。申請地は■■■■■にあり、譲受人の自宅の南西３０ｍ川沿いにあり、現在草も刈り、排水溝を作り、来年は水稻を栽培する予定とのことです。

譲受人は主に水稻と果樹を耕作する専業農家で、農機具類も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

事務局（森田事務局長）

１９番につきまして、確認委員である野村推進委員に代わり、報告書を代読させていただきます。
申請地は■■■■■にあり、町道■■■■■の■■■■■から、■■■■■へのトンネル出口近く、南側の町道沿いにある水田３筆です。
譲受人は自営業との兼業農家で、申請地ではブルーベリーの栽培をする予定とのことです。農機具類も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第１号議案について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第１号議案は申請のとおり決定しました。続きまして第２号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第２号議案佐川町農用地利用集積計画（９月分）５件について説明します。
１１８番は、貸し手が■■■■■の■■■■■さん、借り手が■■■■■の■■■■■さん。土地の所在が、大田川

字川原ヶ免■■■■番他1筆。地目は田で、面積が合計で1, 447㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が反当たり3千円。作付け予定は水稻。設定期間が令和2年10月1日から令和12年9月30日までの10年間です。

119番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、大田川字五反地■■■■番。地目は田、面積が2, 350㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が反当たり3千円。作付け予定は水稻。設定期間が令和2年10月1日から令和7年9月30日までの5年間です。

120番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、永野字古用地■■■■番他2筆。地目は田で、面積が合計で1, 483㎡。

使用貸借権の再設定で、作付け予定は、3095番が野菜、他は水稻です。設定期間が令和2年10月1日から令和12年9月30日までの10年間です。

121番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字堂ノ本■■■■番■■■■、地目は田で、面積が1, 691㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が4万円。作付け予定はピーマン。設定期間が令和2年10月1日から令和3年9月30日までの1年間です。

122番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字堂

ノ本■■■■番■■、地目は田で、面積が1, 471㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が3万5千円。作付け予定はピーマン。設定期間が令和2年10月1日から令和3年9月30日までの1年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

織田推進委員

118番について報告します。申請地は■■■■の西の、■■■■に隣接する水田です。

借受人は主に酪農経営の専業農家で、申請地では飼料稲を栽培する予定とのことです。農機具類も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、119番について報告します。申請地は■■■■の東約300mの水田です。

借受人は主に酪農経営の専業農家で、申請地では飼料稲を栽培する予定とのことです。農機具類も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

5番田村委員

120番について報告します。申請地は■■■■にあり、■■■■南側の水田です。

借受人は主にピーマンと水稻を栽培する専業農家で、申請地では水稻を栽培する予定とのことです。農機具類も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

田村克郎推進委員

１２１番について報告します。申請地は■■■■の入口と■■■■の間の土地です。現況は雑草が生えた状態です。

借受人はピーマンを栽培する専業農家で、引き続きピーマンを栽培する予定です。農機具類も所有し、世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

１２２番は、１２１番の隣の土地で、その他の情報は１２１番と同じです。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第２号議案について申請のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第２号議案は全て申請のとおり決定することに決しました。
その他、何かありません。

【委員、事務局とも特になし】

議長（北添会長）

それでは、以上をもちまして、第４回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回の定例総会は１０月２８日、水曜日、午後１時３０分から佐川町商工会館２階で行います。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長：

議事録署名委員：

議事録署名委員：
